

上三川町公共施設等照明設備LED化事業に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町では2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、ゼロカーボンシティを実現するための行政の率先行動を定めた実行計画として「上三川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定したところである。

同計画では、本町の率先行動として公共施設において高い省エネ効果を有するLED照明の導入を目指している。これに加えて、令和9年末までに蛍光灯の製造・輸出入の禁止されることから、蛍光灯からLED照明への着実な更新が必要となっている。

本町としては、令和9年3月までに照明設備を速やかにLED照明に更新するにあたり、公募型プロポーザル方式により、民間事業者から優れたノウハウを生かした提案を受け、最適な事業者を選定する。

事業実施の方式は、施設ごとの特性に合わせた照明器具の選定や施工に関して一括提案をするDB方式、またはそれに維持管理を含み一括提案するDBO方式とし、これらの方式により本事業を実施する事業者を広く募集するものである。

本公募は、本プロポーザル方式により選定した事業者等と契約を行う。ただし、予算が成立しなかった場合、本公募は無効となる。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 上三川町公共施設等照明設備LED化事業
- (2) 業務内容 「上三川町公共施設等照明設備LED化事業仕様書」のとおり。
- (3) 契約想定金額 提案による。(消費税及び地方消費税を含む)
契約金額は、受託候補者が提出した見積書の金額を上限とするが、契約に係る協議の際に本町の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。
- (4) 履行期限 契約締結の日から令和9(2027)年3月31日まで
- (5) 対象施設 仕様書「別表1 対象公共施設一覧表」のとおり

3 受託者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 参加資格

本公募に参加することができる者は、単独企業又は複数企業の構成員で構成される共同企業体のいずれかであって、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。ただし、企画提案日(プレゼンテーションの日)までに参加資格要件を満たさなくなったときはプロポーザルに参加することはできない。

(1) 共通する参加資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する欠格事項に該当しないこと。
- イ 上三川町入札参加資格者名簿に記載されていること。
- ウ 上三川町建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし手続開始の決定後、町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- オ 経営状況、経営規模において契約の履行に支障がない企業であること。
- カ 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、上三川町暴力団排除条例(平成24年上三川町条例第30号)第2条に規定される暴力団、暴力団員、暴力団員等、または上三川町暴力団排除条例施行規則第2条に規定される密接関係者でないこと。
- キ 代表企業または企業の構成員が直近5年度(令和2年度から令和6年度)に、国又は地方公共団体等の発注によるLED化の実施に関する事業を、元請として受注、契約、履行中又は履行した実績を有する者であること。同種事業とは「公共施設のLED照明に関する事業もしくはLED化工事を含む改修事業」とする。
- ク 「実施体制調書(様式5)」に記載された代表団体、構成団体は他の参加者の代表団体及び構成団体を兼ねることは出来ない。

(2) その他、推奨事項等

施工、保守・維持管理は、町内に本社又は事業所を置く電気工事業者を積極的に活用すること。また、町内に本社又は事業所を置く電気工事業者を活用する場合には、「実施体制調書(様式5)」にその旨を記載し、各々の役割を明確にすること。

5 現地調査及び質問受付、回答

(1) 現地調査及び受付期間

令和7年9月3日(水)から令和7年9月12日(金)午後5時まで

(2) 現地調査方法

「現地調査参加申込書(様式3)」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。

- ・現地調査は、1施設当たり最大60分程度を予定する。なお、使用中等により、調査時間内に立ち入りが不可能な部屋・エリアがあることが想定される。
- ・現地調査は既設の器具の位置や形状といった目視による概要の確認を目的としている。
- ・参加人数は各社1名とし、屋内ではマスク着用とする。
- ・現地調査は2社以上の合同で実施する場合がある。
- ・現地調査を考慮した服装とし、徽章等から企業名が分からないように配慮すること。
- ・現地調査は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地調査への参加は必須ではない。

(3) 質問提出方法

質問書(様式7)を用い、電子メールで下記のメールアドレス宛てに提出すること。

なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(4) 質問に対する回答

令和7年9月17日(火)までに、このプロポーザルへの参加を承認した事業者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答するものとする。

(5) 提出先

上三川町 建築課 住宅係 担当:川島、伊藤

住 所:〒329-0696 上三川町しらさぎ一丁目1番地

電 話:0285-56-9145(直通)

E-mail:kenchiku01@town.kaminokawa.lg.jp

6 参加表明受付

参加予定者は、下記の提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(様式1。以下「参加表明書」という。)

イ 会社概要書(様式3)

ウ 業務経歴書(様式4)

エ 誓約書(様式6)

オ 直前年度の財務諸表

カ 納税証明書

町税(納税義務がある場合)、税務署で発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(参加表明をする日の3ヶ月以内に発行のもの)

キ 商業登記簿謄本(参加表明をする日の3ヶ月以内に発行のもの)

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送等により、提出すること。持参の場合は事前に下記「5(5)提出先」に電話連絡の上、持参すること。郵送等の場合は、提出期間内必着とする。この際、書留郵便等の手渡しで配達される方法を用い、到着の有無について提出先に確認のこと。

(4) 提出期間

令和7年9月3日(水)から令和7年9月19日(金)まで

持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く。)

(5) 提出先

前記「5(5) 提出先」のとおり

(6) 参加資格承認

このプロポーザルの参加資格承認の可否の連絡は、令和7年9月22日(金)までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知するものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式任意)

- ・上三川町公共施設等照明設備LED化事業に関する公募型プロポーザル実施要領及び上三川町公共施設等照明設備LED化事業仕様書に基づき作成すること。
- ・A4版・横書き・文字サイズ11ポイント以上とする。
- ・1社1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確にすること。
- ・提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないようにする。

イ 業務経歴書(様式3)(再提出)

ウ 業務の実施体制調書(様式4)

エ 見積書(積算内訳も提出)

- ・様式は任意とし、業務名称及び金額(税込価格)、積算内訳を記載することとし、施設別かつ年度ごとに作成すること。
- ・DB(設計・施工)及びO(維持管理)の費用区分を明確にすること。
- ・見積書は税込総額にて作成すること。
- ・見積書の宛名は「上三川町長」とし、事業者名を記載し押印すること。

(2) 提出部数 10部

正本1部 副本9部(副本については複写可とするが、正本と同色のものとする。)

(3) 提出方法

前記「5(3) 提出方法」のとおり

(4) 提出期間

令和7年9月26日(金)正午まで

持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く。)

なお、提出期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

前記「5(5) 提出先」のとおり

8 候補者の選定等

(1) 選定方法等

候補者の選定は、プロポーザル選定委員会において上三川町公共施設等照明設備LED化事業に関する公募型プロポーザル審査基準に基づき審査を行い、次により選定する。

ア プレゼンテーションの内容を審査、採点するとともに、再度、企画提案書等提出書類を審査、採点し交渉権第1位及び第2位の候補者各1者を選定する。

交渉権第1位の候補者とは、随意契約に向けた交渉を行うものとする。

イ 交渉権第1位の候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は交渉権第1位の候補者が前記「4 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められ

る行為をしたことが判明した場合は、交渉権第2位の候補者と交渉を行うものとする。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査に参加した事業者を選定結果を10月9日(木)までに通知する。

(3) 選定結果の公表等

審査結果については、事業者名を匿名とし、順位及び点数を町ホームページで公表する。ただし、交渉権第1位の事業者については、事業者名も公表する。なお、この選定に関する異議等は、一切受け付けない。

表. 評価項目及び評価内容

審査項目	各審査項目における詳細項目	評価基準	評点
様式評価			10点
会社概要書 (様式3)	資格認定状況	・本事業に関連する資格認証を保有しているか。	5点
実績調書 (様式4)	事業遂行能力	・事業実績は十分か。	5点
提案書評価			60点
実施方針	実施体制	・事業の理解度は充分か。本事業を遂行するにあたり、適切な体制であるか。	10点
	事業理解度	・事業の理解度は充分か。	
施工内容	施工工程	・本事業を確実に遂行できる施工工程となっているか。	20点
	施工方法	・施設の特性に配慮した施工提案がなされているか。	
	施工品質	・本事業を遂行するにあたり、適切な施工品質、安全確保の方針が提案されているか。	
経済財政・環境指標	財政及び環境への配慮	・本事業による財政負担及び『環境負荷の削減効果』が示されているか。※1	15点
	地元への貢献	・地元企業の活用など、地元への貢献が考慮されているか。	
追加提案	具体性 確実性 実現性 独創性	・脱炭素化に対する知見・専門性があるか。	15点
価格評価			30点
見積価格 (見積書)	金額	・見積金額が妥当であるか。 設計・施工(DB)＋維持管理(O)の合計金額	30点

※1『評価基準の「環境負荷低減の試算については、全施設1日8時間年間300日の稼働を条件とする。』

9 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時・場所

日時 令和7年10月7日(火) 午後1時30分から

場所 上三川町役場 3階 中会議室

(2) 実施時間

1事業者につき50分以内(概ねプレゼンテーション30分以内、質疑応答20分以内)とする。

(3) その他

ア プレゼンテーションは、非公開とする。

イ プレゼンテーションは、「7(1) 提出書類」で提出した資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明のスタイルは自由とする。

ウ 提出した企画提出書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。

エ プレゼンテーションに使用するスクリーンとプロジェクター、HDMI ケーブルは町にて用意する。パソコンは提案者が持参すること。

オ 公室に入室できる者は1事業者5名以内とし、業務の実施体制調書(様式4)に記載された業務責任者が必ず出席すること。

10 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記「4 参加資格」の参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

11 企画提案書公募によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を上三川町に請求することはできない。

12 参加者の辞退

参加表明書提出後、都合によりプロポーザルを辞退するときは、すみやかに「15 各種問い合わせ先」まで連絡の上、企画提案辞退届(様式8)を提出すること。

13 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

(3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

(4) 提出された書類は、返却しない。

(5) 企画提案書等は、候補者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することが

ある。

(6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、上三川町情報公開条例(平成10年上三川町条例第20号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(7) 本事業により得られた成果品及び全ての権利(所有権、著作権等)は、本町に帰属するものとする。

(8) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

(9) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本事業において知り得た情報(周知の情報を除く)は本事業の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

14 契約までのスケジュール

項目	期間
ホームページによる公示	令和7年9月2日(火)
資料閲覧期間	令和7年9月3日(水)から 令和7年9月12日(金)午後5時まで
現地調査(任意)及び 質問受付期間	令和7年9月3日(水)から 令和7年9月12日(金)午後5時まで
質問の回答	令和7年9月17日(水)まで
参加表明書 受付期間	令和7年9月3日(水)から 令和7年9月19日(金)正午まで
参加資格承認の 可否通知	令和7年9月22日(月)まで
企画提案書受付	令和7年9月26日(金)午後5時まで
プロポーザル審査委員会(プレゼン テーション及び質疑応答)	令和7年10月7日(火)
業者選定結果通知	令和7年10月9日(木)

15 各種問合せ先

上三川町建築課 住宅係 担当:川島、伊藤

電 話:0285-56-9145(直通)

FAX:0285-56-6868

E-mail:kenchiku01@town.kaminokawa.lg.jp

なお、本要領及びLED化仕様書の内容に関する問合せは、「6 質問の受付及び回答」のとおり質問書(様式6)を提出すること。